

新刊
紹介

"... the difference between a college man and a man lacking in college is that he has the resource of books, that he knows there's a book side to everything."

大原総一郎著(社友)「母と青葉木寛」東京・春秋社、B6判二六二頁、定価六〇〇円。

著者は先代大原孫三郎氏以来同志社の社友である。

著者はさきに棟方志功氏の板画による故母堂の歌集をその三十三回忌に上梓された由。この随筆集も母堂に捧げられている。全巻総べて過去十年間に新聞雑誌などに発表された短い随筆論評七十一篇で、内容は極めて広範囲にわたり、著者の人としての幅の広さ教養の高さ、すぐれた知性を裏づけている。

殊に小鳥に関する各篇は巻中の白眉で、著者の温かい人柄にしみじみと接することができる。巻首の一篇の「母と青葉木寛」は、幼時避暑地で起きた「アオバヅク」の難をめぐる純真な童心と母堂の深い慈愛との触れあいが母堂と「アオバヅク」に対する限りない追慕の情をもつて描かれている。本来の書名はこの短篇の題からきているが、まことにこの一篇は本書全巻の象徴でもある。

著者は特に小鳥に関心が深い様子で、十一月六日京都新聞夕刊学芸欄にも、著者が全京都の小鳥族を代表したような立場で公憤を提訴されているが、傾聴同感禁じ得ない。

また九枚の挿画は前述の母堂の歌集から選ばれたもので、その一枚は、鳥籠を板画にして「ここだけの籠鳥さわぐ朝あけの縁に立つ子の伸びし丈はも」とあり、この母あり、この子ありの感が深い。表紙の強紙染色は芹澤銑介氏の手に成る淡いもの。外箱は棟方氏の青葉木寛親子が墨で刷られ、茶色明朝で題簽され、その調和が美しい。内容装釘共に揃った好著である。(R・T)

森中章光編著「新島先生と徳富蘇峯——書簡を中心とした師弟の関係」京都・同志社、B6判四六〇頁、頒価六〇〇円。

「本年は同志社大学開校五〇年、新島先生誕生一二〇年、徳富蘇峯先生の七回忌を迎えます。ついでに記念のため両先生の交友関係を明らかにし、同時に新島先生が同志社大学草創期において注がれた心血滴々の有様と、先生のため張良子房の役割を果した蘇峯先生の功労を記録したいと念願し、その執筆を森中章光氏に依頼し、でき上ったものが本書であります」と大塚節治前総長はその序文の中で刊行の由来を右のように述べている。

新島先生と徳富蘇峯の関係は、蘇峯が同志社に入った明治九年に始まる。先生三十四歳、蘇峯十四歳の時である。その後、大学設立の運動を通じ、ますます親密の度を加え、明治二十三年春、先生が永眠されるまで二十五年間続く。本書は新島先生の一八九通にのぼる蘇峯宛書翰と、蘇峯の新島先生宛三一通の書翰を中心としてその師弟の関係を明らかにしたものである。その殆んどは同志社「大学」設立に関するもの

で、大学開設に対する新島先生の血のにじむような努力と情熱、それを献身的に扶ける蘇峯の姿がこれらの書翰を通じて浮彫りにされている。その悲愴な闘いは読む者をして惻々と胸をうち、両者の関係が単なる「師弟」以上のものであったことを理解するであろう。まことに、この往復書翰を読むものにとって、不思議な迫力が感じられる。二人の人間の苦闘と協力の貴重な記録としても広く一読の価値がある。

土居真俊著（神学部教授）「意味の探究——生きるということ」東京・日本基督教団出版部、新書判一八九頁、定価二〇〇円。

表題と同じく意味の探究に始まる三十六篇の随想を集める本書は、著者が主宰する神学研究グループの伝道紙「和解」に三年に亘り毎回、掲載されてきたものである。本書は、混迷する社会にあつて現代の青年たちに、キリスト教の真理を伝え、心の底から喜べる信仰生活の在り方を見出させ、育ててゆきたいという意図の下に書かれたものである。「わたくしの信仰の赤裸々な姿は、これらの随想の中に吐露されているといつてよい。わたくしの神学的労作はこ

こに断片的に語られていることの学問的表現であるともいえる」と著者が後記に書いているように、簡明な文章の中に深い内容がもり込まれており、各篇を通じ、「聖書の福音を日常生活の中で受け止め、そのほんとうの意味を日本人のハートで味わい……ひとりでも多くの人に福音の真理を受け入れてもらいたい」という祈りがその底を貫いて流れている。炳辺にふさわしい良書としておすすめしたい。

秋山哲治著（法学部教授）総合判例研究叢書（刑法一九）「刑法における脅迫の概念」東京・有斐閣、B6判一三八頁、定価二五〇円。

刑法解釈学における弱点は、刑法各論にあるといわれる。事実、犯罪理論の構成に関する新・旧両派の対立は、多くの議論を生んだので、最早、総論の面では、それ程論議する余地はないのである。これに對して、犯罪の個別類型に対する研究は、本来それが刑法学必須の課題であるべきなのに、否定しがたいのである。

ところで、本書を執筆された秋山哲治教

授は、犯罪論の構成に関しては、実務と理論の架橋を目指し独自の地歩を固められる一方、各論に関しては、特に興味を抱かれ、この作品においても、その情熱がにじみ出ているのである。

さて、本書には、総合判例研究の一環として植松教授の「猥褻の概念」と共に秋山教授の「刑法における脅迫の概念」が収められているが、すでにのべるまでもなく、刑法各則において、脅迫の概念は十六種ものの犯罪類型の要素となっており、かなり多義的なものがあるが、教授は、それらを独自に分類され、それぞれ概念の整理を試みる一方、当然のことながら判例を逐一検討されて、そこから、脅迫の一般的意義を明らかにされる。かような脅迫概念の研究方法は、脅迫のもつ多義性を整理することによって、それぞれの犯罪類型上の脅迫概念をいかに把握すべきかに明快な解答を提供し得るので、実務の場面においても、貴重な成果が本書に盛られていると考える。

(〇)